

原 著

# 1920年代の地方初等教育における師範学校の動向

## —大分県師範学校を中心にして—

松本 裕司

### 〈要 旨〉

地方初等教育は、主として県当局、県教育会、師範学校の三者が分担、連携、協力しながら推進したが、その関係が経済的・思想的・社会的要因などにより「動揺」するのが、1920年代である。先行研究は主として教育制度史的側面から、抑圧と抵抗という二項対立的図式により蓄積を重ねてきた。本研究は、ファシズム移行期と特徴づけられるこの時期における地方師範学校の実際の動向を、県当局や県教育会など地方初等教育における諸機関、組織との実際の具体的関係の検証を通して解明することを目的とする。方法として、師範学校の県教育会対応方針、県教育会役員選挙問題、師範学校の文化教育論、県教育会総会の県諮問問題に対する答申の内容などを検討することにより、県当局による統制強化の方法と限界、師範学校の県教育会改造の試みと挫折、多義性と方法的包括性をもつ文化教育論の果たした役割、県教育会からの県下統一的教育方針要求の意義など、ファシズム移行期における地方師範学校の動向について解明した。

**キーワード：師範学校、県教育会、県当局、統制、文化教育**

### はじめに

本研究は、1920年代、デモクラシー思潮が高揚から衰退に向かうなか、地方師範学校（以下、師範と略称）が県当局や県教育会など地方初等教育に関わる諸機関、組織とどのように関わりながら、初等教育における中核的機能をはたそうとしたかを解明することを目的とする。

県当局は内務部長、視学官、学務課を中心に教育行政を統括し、師範は初等教育の「本山」として教員養成、教育研究、地方小学校の指導などの役割を担った。また、県教育会は半官半民の教育組織として教員研修、研究調査、福利、時には教員養成などの諸活動をおこない、教育行政の「補完的役割」<sup>(1)</sup>をはたした。地方初等教育は、主としてこの三者が分担、連携、協力しながら推進したが、その関係が経済的・思想的・社会的要因などにより「動揺」<sup>(2)</sup>するのが、20年代であった。なかでもデモクラシー思潮の浸透は、自由、自立、自治を求める機運を高める一方、行政当局の教育への介

入を強めた<sup>(3)</sup>。

20年代の師範教育史に関わる先行研究は、ファシズム期への移行という歴史的・文脈において、教育制度史、教員養成史、師範学校史、教育実践史などの側面から蓄積されてきた<sup>(4)</sup>。その成果により、臨時教育会議、文政審議会による師範制度改革構想、養成制度の特徴や師範の実態、新教育実践の展開と衰退過程などが明らかにされ、制度上師範は「教育内容の国家基準によって、身動きの余地がまったくないほど強く規制されていた」ととらえられている<sup>(5)</sup>。また、森川輝紀が指摘するように、「教育史にあっては国家の教化政策の解明と、それに対応（抗）する抵抗運動の展開」<sup>(6)</sup>という視座から分析がおこなわれた。そのため、県当局や県教育会などの地方諸機関との関わりから師範の実際の動向や実態を解明する分析視角は、必ずしも自覚的ではなかった<sup>(7)</sup>。

先行研究をふまえ、すでに拙論では20年代前半における県当局による師範に対する行政権限の内実と附属小学校（以下、附小）における実践研究活動の動向に

ついて分析した<sup>(8)</sup>。そのうえで本研究では、20年代のファシズム移行期における師範の实际的、具体的動向と地方初等教育における役割を以下の方法により解明する。具体的には、第一に、県教育会改造機運が高まるなか、20（大正9）年の主事提言をもとに師範の県教育会対応方針を検討するとともに、その試みが師範校内問題により頓挫した経緯について分析する。第二に、県教育会役員選挙問題および定款改定を通して、県当局の県教育会対応方針の特徴および会内の「官僚派」と「改造派」の実態について検討する。第三に、越川校長の文化教育論と県教育施策の関係について検討し、校長の状況認識と師範経営方針を考察する。第四に、27（昭和2）年の県教育会総会の県諮問題に対する答申の特徴およびその答申をふまえ「五大綱目」が策定された過程について検討する。

## 1 1920年前後の県教育会改造機運に対する県師範学校の方針と動向

第一次世界大戦後、20（大正9）年頃からわが国経済は不況となり、社会改造の機運が高まった。20年の第41回県教育会総会で新妻駒五郎知事は、「方今社会改造ノ諸題ハ各般ニ亘リ一世界ヲ蔽フノ観アリト雖之ガ実果ヲ取メンニハ畢竟教育ノ力ニ藉リ冷静ニ其ノ内容真相ヲ知悉セシメ以テ其ノ取捨ヲ誤ラシメザルニ存ス」<sup>(9)</sup>と、改造機運の高揚をふまえ教育の力による冷静な対応を促した。しかし、改造機運は師範にも及び、附小は「普通選挙の実施も労働問題の解決も根本は国民普通教育の普及徹底に俟たねばなりません解放改造の呼び声高く警醒の運に向つた世に先だつて覚めねばならぬお互の身です」<sup>(10)</sup>と、前向きな姿勢を示した。そのなかで、改造の一対象となったのが、県教育会であった。

19（大正8）年9月、県教育会では幹事で教育雑誌発行担当の坂本永定が病気のため、「有給幹事」として片切豹太郎（1891年師範卒。別府南小学校長など歴任）をおき、幹事を3名から6名に増員した。それでも、『大分県教育』は19年9月から12月まで休刊となり、415号（20年1月）からは隔月刊（7月の418号から月刊に復旧）となっているように、雑誌発行体制は必ずしも万全ではなかった。役員も、19年度の場合、間野一会長（内務部長、19.4-19.8）が短期間に転任し、後任の会長就任は会則により翌年6月総会時であった。副会長の重信文敏視学官（19.8-19.12）も、在任

は約5ヵ月であった。つまり、県官吏の転任により教育会役員も短期間の交替が常態化していた。専任幹事・片切豹太郎は後年、「その頃は会長もないし、副会長もないし、重信さんが幹事長で、県の出店見たようなものでもあるし」<sup>(11)</sup>と回想している。このような当時の県教育会の実態について、橋爪兼太郎<sup>(12)</sup>は「大分新聞」論説のなかで、「県教育の不振其の不振の原因である、県教育会の沈滞、其の沈滞の夢を一攪するの、今日は最もよい時機である」と、「県教育会の沈滞」<sup>(13)</sup>を指摘し、「従来不振沈滞の裡に徒らに推移してゐた本県教育界に『教育の民衆化』を主張する横尾視学官を迎へ其他各中等学校長に夫々新知識を容れて茲に外面的改造は整つた」<sup>(14)</sup>と、改造に期待を示した。

県教育会改造機運が高まった時期、幹事の一人であった上田光曦師範主事（19.3-20.10）は、第41回県教育会総会直前の20年5月、「会員諸君に望む」<sup>(15)</sup>という論説を発表した。校長の藤村與六（20.4-21.6）は着任早々で、役員でもなかった。論説のなかで上田は、前年の県教育会第40回総会の所感を次のように述べた。

それ（引用者注。総会）は会員自身の会といふよりは寧ろ当局によつて開かれた会に会員が出席したといふやうな所謂形式通りの会であつて、いかにも気乗の乏しい、自重心の薄い、責任感の弱い会合のやうに窺はれ、問題の討議もまた会員の一部に偏し全体としては意気込の足らないやうに感ぜられました。（中略）常に教育会の中心であらねばならぬ両師範学校が殆んど総会とは無関係であつたことは全く意外（圈点本文、以下同）

ここからは、県教育会の停滞した実態を問題視するとともに、師範が県教育会の「中心」となろうとする問題意識をみることができる。

そのうえで、以下の「改良意見」を提起した。第一は、組織体制の整備である。現状の教育会は、「系統的、有機的の組織」としては不備であり、「従来の教育会としては会長、副会長といふ中枢の次に更に一つの中枢があつて其の繊維を上下に伸して固く結合連鎖を保ち全般の組織機関をして一層緊張興奮せしめ刺戟感応を敏活ならしめることが必要であらう」として、副会長2名制、総会構成員の拡大を提起した。

第二は、県教育会の研究活動を強化し、教授法研究の中核を師範が担うことである。具体的には、「教科の研究といふことを教育会の重要な事業と」するために、県教育会会則第13條に「教科並に教育實際問題の研究」の一項を加え、第27條を改正し総会を「総

会研究会」とし、「教育に関する事項の審議、研究の発表」「名士講演」を行うことなどであった。それは、「県としては其の師範学校を中心として県教育事業に当ることが当然で、これは明かな命題であります」という考えに基づいていた。この提起は県行政の補完的役割をもつ県教育会の性格の変質につながる要素があったため、そのまま実現するには至らなかったが、従来総会前後に開かれていた附小主催の研究会を20年度より他の時期に移し、教科別の研究会を開き、「協議題」という形式で教育実際問題討議をおこなった。

第三には、教育事業の「実行能力」について、教育者、教育当局、社会の力の「合力」の必要を説いた。具体的には、県教育会会員の拡大、教育新聞や子供新聞の発行などを提起した。そのうえで、「県教育の盛衰は其師範教の消長と相伴ふもの」であるため、師範の整備、充実に「附属小学校の完備の急務」を求め、それは20年2月の郡市視学会議においても主張し了解が得られたと述べている。そして、県当局との関係については、「今や県当局は最も教育尊重に意を注ぎ、よく吾人教育者を了解し、信任し、其の施設経営は積極的、根本的ならんことにつとめられてをります。誠に我新興県の開発のため喜ぶべきでありまして、吾人教育者が奮起団結以て旧弊を一掃し去つて、新教育理想の建設に献身するの秋であります。」と、県当局に教育革新への期待感を示した。

しかし、上記のような主事の意図は、結果として頓挫した。20年10月、上田主事は愛媛県視学に転出した。在任1年8ヵ月であったが、単なる異動ではなかったとされる。師範では主事在任中から「寄宿舎制度」改革問題が生起していた。生徒は門限の変更、自習時間や食事などに「自制自治心を根柢として適當の革新を断行」することを求めた。問題は同年12月頃に「生徒側の主張は尊重」することで決着したが、「曩に転任した八丁前主席教諭上田前附属小学校主事二氏の転任事情の内面に伏在した特殊の事情も亦此の間に絡はつて校長職員間にも聊か意志の疎通を欠いた点もあるらしく今回の学校問題は之等の関係で稍複雑の観があるのみでなく職員中には生徒側の主張に同情する者もあり」<sup>(16)</sup>とあるように、上田の転任の背景には生徒指導方針の対立が指摘されていた。しかしこの対立は生徒指導にとどまらず、寄宿舎自治制度の導入などを求めている点で師範教育の「改革」につながる問題でもあった。

事態はその後も収まらず、21（大正10）年3月1日には師範生徒3年生60名、2年生107名による「盟休

事件」が勃発した。その原因は、直接的には「藤村校長の訓育方針に不平を抱き同盟して同校長排斥を企て」<sup>(17)</sup>たものであったが、背景には「校長が生徒の過失に対して同情なき処罰を行ひ又八丁教頭上田主事等生徒の仰慕せる教師を転任せしめ県人を排斥せる」<sup>(18)</sup>事情があったとされる。この件に対し藤村校長は、「『私は教育者として当然の事を行つて来と思つてゐる（中略）職員間の感情齟齬などあるべき筈が無い』とて生徒処罰問題や八丁前教頭上田前主事の転任事情に対する巷間の浮説を打ち消し」<sup>(19)</sup>た。つまり、校長は「職員間の感情齟齬」の存在を否定したが、実際には教頭、主事が転任しており、新聞記事からもその事情は推察できる。事件については、生徒がデモクラシー派の中心的人物である橋爪に相談したことから同窓会有志が動き、処罰問題などの懸案を調停し解決に尽力した。校長は「事件の起りは皆私に係る事で私の誠意の足りなかつた為め世間を騒がし」、「不祥事を惹起するに至つた以上其処に何等か欠陥が有り」<sup>(20)</sup>と、自己責任を認める発言をした。

盟休問題に対し新妻知事は、「干渉せずして学校其のものに解決せしむる方針である校長不信任等は何等の根柢なく且寄宿舎の腐敗の如き彼等自身の墮落を公開せるものだ」<sup>(21)</sup>と発言した。市川覃内務部長も、「事件の真相は未だ判明せぬのでも少し取調べた上でなければ方針が立たぬが斯うした事は何処の学校にも有り勝であつて別に特異のものとは思はれぬ」<sup>(22)</sup>と述べ、横尾視学官も「県の方針は全然無干渉主義を持したいと思つて居る学校内の事は校長を信任して之に総てを託してあるからその方寸に基き処理さすればよい」<sup>(23)</sup>と校長に解決を委託し、「無干渉主義」をとった。しかし、それらの発言は、そのまま受け取ることにはできない。というのも、盟休事件は同窓会を巻き込んだ事件に発展し、3ヵ月後に藤村校長は在任約1年4ヵ月で異動しているからである。

つまり、県は盟休事件を単なる生徒指導に関わる不祥事とみたのではなく、それがデモクラシー思潮を背景として師範改革運動へ発展する可能性をはらんでいた点で管理上看過できないととらえたのである。そうであるが故に、表向き無干渉を装わなければならなかった。それは県の直接的な介入による問題の拡大と表面化を避けると同時に、他方で同窓会などの意見や動向に配慮せざるをえない実態を示している。師範はこの事件を契機として、県教育会に関わる主体的関与を頓挫させることになる。

## 2 県教育会役員選挙に対する県当局の方策と県教育会の実態

上田主事の論説発表直後に開催された20（大正9）年6月の第41回県教育会総会は、開催以前から会長、副会長について選出方法の刷新が唱えられていた。それは、会長を官僚以外から選任し、教育会の運営を自治的におこないたいという期待として具体化された。総会では、各郡市代表36名の委員により選定された会長、副会長候補は6名であり、700名の総会出席男女会員の無記名投票により藤村師範校長が会長に、副会長には幸光記第一小校長と柴山槐郎大分中校長が選出された<sup>(24)</sup>。この事実は、一見デモクラシー思潮を背景とした県教育会革新の反映とみえるが、実態はさらに複雑であった。

「大分新聞」は、この時の経緯を後に次のように報じた。

前回の改選期即ち大正八年の春季総会前より教育会改造問題が有力なる会員間に唱へられ其の第一着手として先づ会長副会長を時代的に民間より選出せんと議起り漸次勢力を加へ来つたが早くも此の形勢を窺取したる当時の市川内務部長横尾視学官等は総会前日代議員会に臨み假令会長副会長に推薦せらるゝも辞退すべき旨を発表したれば勢ひ込んだる改造派は聊か気抜きの体であつたが何ぞ知らん彼等自分達こそ直接其の衝に当らざれば僅か一ヶ月以前赴任したる男子範学校長藤村氏を会長とすることに各方面に運動した<sup>(25)</sup>。

「改造派」は総会前の小学校長会で民間人会長として三浦数平大分市長を推すことに決したため、「官僚派」はその阻止のため次善の策として藤村校長の当選を画策し、県当局による影響力の保持をはかった。教育界外から会長を選出すれば、監督権限の低下につながると考えたからである。

会長選挙とその後の教育に関わる師範の考えは、附小報告から一端を看取できる。

改造の機運に際して吾が大分県教育会も会員諸君の覚醒により先づ革新の第一歩を踏出したことを祝福します。けれども問題を単なる役員改選に止めたくありません。会員の全部が責任の一層重きを加へたことを自覚し所謂有機的組織の下に力強い団体として立ち教育尊重の真意義を發揮し相互扶助の実をも挙げたいものです<sup>(26)</sup>。

つまり、校長が会長となったことによって、県教育

会の活動強化に一定の期待感を示したのである。しかしその後の事態は、必ずしも県教育会の「改造」という方向には進まなかった。というのも、「大分新聞」に「爾来満三年教育会の成績に観るに藤村氏は元来教育会長たるべき資質を有せず盟休問題もありて忽ち他転の已むなきに至り二人の副会長も亦当局に抗して独立的に教育会を振作することが出来ず<sup>(27)</sup>とあるように、師範校長は会長としての役割を的確に果たさず、加えて県教育会振興に関わる明確な方針をもたず、副会長も主体的な活動ができなかったからである<sup>(28)</sup>。21（大正10）年7月、橋爪は、藤村校長後任の近藤為治新校長の就任に関わり、「今日の本県師範教育は一大革正を要する時機に當つてゐる。今日始まつた問題でないが、師範の信用尊嚴といふものが県下の教育界、一般社会に認められてゐない。」<sup>(29)</sup>と述べた。ここからは、当時の県教育界における師範の主体的役割と威信低下の一端をうかがうことができる。

22（大正11）年6月の県教育会総会において、県当局は藤村会長転出により空席であった会長職の巻き返しにでた。総会直前の小学校長会では、山本祐作官立大分高等商業学校長を候補として決定した。それを知った県当局は、「俄に各郡の郡視学を県庁に喚び集め、大分県の教育界に直接関係なき山本高商校長を会長に推すなどは以ての外であるから諸君は部内小学校教員に内務部長を会長に選ぶやう極力勸説を頼むと頗る露骨の行動に出<sup>(30)</sup>たという。官立学校長では、監督権限が低下すると判断したのである。総会では、三浦大分市長が挨拶し、会長は適任者を円満に満場一致で決めることが適当であり、「行政機関と教育機関とを同一視」し、「政略の具<sup>(31)</sup>にするのは適当ではない、自分は推薦されても辞退する旨発言した。それを受けて桂陽小校長は、「多大の混雑と多くの時間」を省くため、直接選挙ではなく各郡市の代表者1名、計13名の銓衡委員による推薦選挙を提案し、賛否各1名意見発表の後、拍手により桂陽小校長提案に決し、平賀周内務部長が会長に、男女師範校長が副会長に推挙された<sup>(32)</sup>。郡市選出の銓衡委員による推薦選挙方式は、直接選挙を避けるという意味で、その後の役員選挙の行方に重要な意味をもった。この案は改造派にとっても、師範校長2名が副会長となっている点で反対しにくい側面があった。その後、平賀内務部長の転出にともない、11月の臨時総会で時永浦三内務部長が会長に就任した。ここでは、郡市代表者による銓衡方式ではなく、臼杵女子小校長が指名推薦を提案し「異議なく」可決した<sup>(33)</sup>。この過程をみると、県は郡視学や有力

校長の力を借りて会長選挙に強引に介入するが、両師範校長を副会長にするなどして改造派の反発を和らげながら制度的体制づくりをすすめたといえる。

23（大正12）年6月の県教育会総会は、定款改定が議題の一つであった。その目的は、県教育会の社団法人としての体制整備にあった。同時に、「主務官庁」の監督権限の明確化でもあった<sup>(34)</sup>。以下に改定後の「社団法人 大分県教育会定款」<sup>(35)</sup>を抄出する。

第十六條 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名

理事 三名（内一名ヲ専任理事トス）

評議員 若干名

幹事 若干名

会長及理事ヲ以テ法定ノ理事トス

第十七條 会長ハ会務ヲ総理ス

専任理事ハ会長ノ命ヲ承ケ幹事及書記ヲ指揮シ会務ヲ掌理ス会長事故アルトキハ専任理事其ノ職務ヲ代理ス

第二十條 会長及理事ハ代議員会ニ於テ会員中ヨリ選挙ス

専任理事ハ理事ノ互選トス

第二十一條 評議員ハ会員中ヨリ会長之ヲ選任ス幹事ハ会長之ヲ任免ス

第二十二條 役員ノ任期ハ幹事ヲ除ク外総テ二年トス但シ満期再選ヲ妨ケス

改定定款では、副会長2名を理事3名（うち1名は専任理事となる）とし、役員は総会ではなく代議員会で選挙するとしたことが特徴であった。このことにより、従来会長選挙において有力な役割をはたした小学校長会の意見は反映しないことになった。この提案理由を副会長の近藤師範校長は、総会出席者は「全会員数に対し極めて少数であ」るため、代議員会の方が会員の意思を公平に反映できると説明した<sup>(36)</sup>。代議員会での選挙の提起は一面正論ではあるが、直接選挙を排除するという意味で県の方針の代弁であった。

総会後の代議員会で役員選挙がおこなわれた。定款では会長、理事を代議員会で「選挙ス」とあるが、指名推薦により決定し、専任理事には柳井義男視学官<sup>(37)</sup>を選出した。以後、会長の命を受けた専任理事が会務を統括するシステムが構築された。専任理事制については、「理事者側は事務簡捷のためとか便宜上とか云つてるやうだが、先の民間会長問題に凝りへした結果に外ならぬ▲何れにしても時代逆行の甚しいもので、選挙の精神を無視したやり方である▲而も之

れに対して、一言の異議を唱ふる者がなかつたのは、何だか情ない心地」<sup>(38)</sup>という批判記事が「大分新聞」に掲載された。つまり、選挙が形式的な有名無実のものであるのに、改造派が何ら集团的組織的批判活動をおこなうことがなかったことを非難している。

専任理事制は県当局の監督体制を強めたが、そのことがただちに県教育会を県の統制下においたとするには、山田恵吾が千葉県の事例において立証<sup>(39)</sup>するように、一定の留保が求められる。県教育会役員による県会議員選挙支援をみると、23年9月、たびたび県教育会のあり方を批判してきた橋爪（春秋楼）が玖珠郡から憲政会系候補として立候補し、落選した。1,524票（対立候補2,336票）であった。この選挙での憲政会系の当選者は2名で他の31名は政友会系、知事は政友会系の田中千里（21.5-23.10）であった。春秋楼は「戸別訪問」をしない、「投票の買収」をしない、選挙費は有志の「醸出」による、当選後の行動は「選挙民の拘束を受けぬ」など5項目を掲げ、「理想選挙」をめざした。この時、副会長、幹事を歴任した幸第一小校長、小原大分市視学・県教育会幹事らが檄文を寄せ、58名73通の激励電のなかには師範現職教諭2名、女師訓導、附小訓導経験者、小学校訓導、新学校として著名な別府南小関係者3名、現職校長らの名前があった<sup>(40)</sup>。このことは、県教育会内に一定の橋爪支持派が存在したことを示している。

しかし定款改訂後、県教育会理事（副会長）は、26年まで一貫して男女師範校長が就任した。実務運営の中核である幹事会の体制も基本的に変化なく、改造派も従来通り参加しており、定款改定後県教育会運営への統制が強化された事実はみられない。また、幸は26（大正15）年2月から再び副会長、28（昭和3）年には大分市視学に就任しており、小原も27（昭和2）年8月まで役員を継続している。別府南小校長も28年には奏任待遇校長となった。つまり、改造派は役員人事上での冷遇もなく、排除されることもなかった。それは、橋爪選挙においては政党を支持したというよりも、個人に対する支援の傾向が強く、その後においては三浦市長がいうように教育会を政略の具とすることを避け、集团的組織的動きを示さなかったことが要因となっている。

このように、県教育会改造機運の高まりは20年、22年の会長選挙で表面化した。県当局の画策により民間人会長、官立師範校長の選出は阻止された。その後、定款改定により安定的に県官吏が役員となるシステムが構築されたが、実際の会務運営に大きな変動はな

かった。改造派は党派性がなく組織性もないため、県も特別の対応をとることはなかった。

### 3 越川校長の文化教育論と県当局の教育施策

師範は、相次ぐ盟休問題と学校経営の失態などにより地域の信頼を低下させた。その状況のなかで、24(大正13)年12月、越川弥栄校長が群馬県女子師範から赴任した。越川校長は群馬時代から「一般普通の師範学校長の如くに黙りこくらず、これらの新思潮やその他随筆教育論に対して盛んに破邪顕正の筆を振つた。」とされ、「一かどの学者思想家」<sup>(41)</sup>と評された。

越川のカ文化教育論<sup>(42)</sup>は、「純真なる自我の自覚自展を以て、文化の本質と見る文化主義は、之を一切の人間活動の統率原理とする」ものであり、「かくて真に児童をして、文化人たる面目を發揮せしむることが、教育の根本要諦である」と主張する。この視点から、「学校は児童を鍛錬陶冶する場所といふよりも、寧ろ彼等をして自己創造を行はしむべきところ」であり、教授とは「児童を善導して、自ら理想を構成し、自ら之れが実現を希求せしむることであるだから当然児童本意の取扱となり、自由創造の尊重、自律自動的精神の開発利導となつて来る」とする。つまり文化教育論は子どもを文化人たらしめることを教育目的とし、教育思想においては「児童本意」であり、研究方針においては新思潮の「批判を厳正に」<sup>(43)</sup>と説く点で採長補短であり、教育方法上は「合理的である限り、皆取つて以て活用すべきである」という点で、包括的かつ「中正有効」<sup>(44)</sup>方針であった。

文化教育が県下小学校にどの程度浸透したかをみるために、25(大正14)年11月大野郡35校に対する一斉学事視察もとに検討する<sup>(45)</sup>。郡内で「文化生活」「文化価値」などを目標に掲げた小学校は、33校中7校であった。たとえば、戸上小学校では、「教育理想」の「教育目的」のなかに「文化価値」を掲げ、教育方法として「本校教育ノ原理ニ基調シ主意的体験主義ノ学習指導ヲラシムベキナリ、即チ人生ノ本質タル植本の意志ニ立脚シ有目的ナル全我活動ニ訴ヘ文化価値ノ認識体得ニ努力専念セシムベキナリ」と示している。この学校を視察した越川校長は、「1. 本校教育理想ハ自己ノ教育理想ト符合ス」と評価した。着任後1カ年弱の間に、1/5弱とはいえ文化教育が浸透した事実は注目できる<sup>(46)</sup>。

一方、今村邦夫県視学は視察後の「概評」におい

て、文化主義を「3. 個人主義、社会主義、文化主義等種々ナ思想カアルカ結局国民的人格-国民精神ノ作興、国家観念ノ啓培ニアル事ヲ教育者ハ忘レテハナリマセン」<sup>(47)</sup>と評した。つまり、文化主義は結局のところ、国民精神、国家観念の育成に収斂されるべきと主張したのである。26(大正15)年の第47回県教育会総会において、永井準一郎知事も「穩健着実なる思想の涵養」の必要を説き、「能く咀嚼吟味し採長補短を以て国民思想を善導し健全なる国家観念の養成に全幅の努力を尽すべきなり」<sup>(48)</sup>と訓示した。つまり、県の提示した「咀嚼吟味」「採長補短」の方針は、国家観念の育成を目的としておこなうべきとしたのである。

以上のことから、師範のカ文化教育と県当局のめざす教育の間には、教育目標において微妙な乖離が確認できる。文化教育の目標が文化人としての人格の完成を「根本要諦」とするのに対して、県当局のそれは国家に有用な人格の育成にあった。ただ越川も、「個人としての文化活動は、やがて社会の一員、国家の一民としての文化活動であらしめねばならぬ」<sup>(49)</sup>というように、国家観念を否定してはいない。しかしそれは、個人の努力が国家の発揚となり、文化的個性の確立が畢竟国家の個性につながり、国家の個性を宣揚することが世界に貢献するという「国民的自覚」の重要性を強調しているのであって、国家観念の育成を一義的目的とするものではない点で相違がある。

この時期、越川は教員生活のあり方について、次のように主張した<sup>(50)</sup>。すなわち、「他から不当なる諸種の強圧を蒙り、本質的に合理的なるものを、実行し得ざる場合」として、①「政治的圧力」②「社会的強要」③「教育的讒誣」の三種をあげる。①の例として「政党者」の圧力、中等学校入学試験への介入、生徒処分への「讒誣誹謗」を指摘した。②は、「一般社会における種々なる事情が、教育者に対して、不合理なる圧迫を加ふる」場合であり、とくに教育者への「経済的圧迫」を問題にしている。③では、関西の高等女学校でダルトンプランを実施し成果をあげたにもかかわらず「地方の民人」から非難された例をあげ、「不合理無法」と問題視している。越川は「軽佻浮薄を嫌ふと同時に、かうした頑迷固陋をも厭はざるを得ない」と、外部勢力の教育内容への介入と頑迷な研究態度を批判した。大分県への言及ではなく、また県当局の具体的教育施策を問題にしているのでもないが、教育への介入を排した厳格、中正な研究態度をみることができる。

越川は教育の「地方化」においても、行政と距離を置く姿勢をとる。27(昭和2)年、「地方化教育の問題」

と題する論文<sup>(51)</sup>において、「純粹に教育以外の、他の何等か為めにするところの声であるとすれば、教育としては、寧ろ悲しむべきこと」として、地方化のねらいに疑問を示し、「却つて人格の調和的完成上から、実利的見地とは、却つて反対なる方面に、特に努力せしめねばならぬかも知れぬ」と主張する。「私は因より地方化教育といふことを、妄りに排撃するものでない。否今日の状勢上、却つて多くの識者と共に、其の必要を高唱力説するものである。しなしながら、事は以外の方面に於て、大なる弊害を生ずるものでもある。私は切に、高く教育の真理想を掲げて、穩健中正なる途を進まねばならぬことを、痛感するものである。地方化とは、必ずしも人間の生活を、狭く固定せしめることであつてはならぬ。(中略) 全人たらしめざるべからざるものである」と説く。ここでは実利的見地に傾斜した地方化の実態を批判し、地方化実践は種々の視点から「全人」的発達をめざしておこなわれるべきだとする。

このような教育方針をめぐる県との認識の相違を自覚するなか、越川は「文化教育の本旨」を次のように強調した。28(昭和3)年、文化教育は「一方的のものでないから、極めて寛容なる態度を以て、あらゆる主義主張を考へ得るだけの余裕を持つて居る」「単に特殊なる方法や手段でなくして、全体としての意義である、システムである。方法手段は、如何に変化するも、文化教育は、変化するものでない」とし、「若し我々に、其の教育教授の何れの方法が、文化教育であるかと問ふならば、それは迷惑至極である。(中略) 私共はただ答へるであらう。総べてが文化教育であり、何れも文化教育の総べてでない<sup>(52)</sup>と主張した。さらに「文化教育の学風は、文化自体を統率原理として、あらゆる方法を、批判的に活用するものである<sup>(53)</sup>と発言した。つまり、文化教育は多様な主義主張を含むものであり、方法がいかに変化しても「批判的に活用」すればよいとするのに対して、県も「教授ニ関シテハ文化教育ヲ強調シテ研究討議シ之カ實際方面ニ応用スルヲ怠ラス努力ノ結果ハ各方面ニ現ハレ殊ニ児童ノ学習振りニ一段ノ進展ヲ見タリ而シテ常ニ時弊ノ赴ク所ヲ察シテ之カ救済ニ努メタリ<sup>(54)</sup>と、文化教育の意義を肯定的に評価した。

このように、20年代半ば以降、文化教育論に立つ師範は、県当局との間に教育方針や研究方針をめぐる乖離を自覚した。しかし、越川は文化教育論の多義性と方法的な包括性を強調することにより、県施策に柔軟に対応しその相違や乖離を顕在化させず、県も教育方

針を明確に示すことなく師範の文化教育を肯定的に評価した。このことは、師範が国家基準により強く規制されながらも、校長を中心に多様な研究の余地があったことを示している。県も結果的にそれを追認していることは、自らの教育方針が明確に定まっていなかったことを意味する。

#### 4 県教育会総会における県諮問問題答申の特徴と県当局の対応

27(昭和2)年6月18、19日の県教育会総会において、藤山竹一知事(中井久三学務部長代読)は、「惟ふに欧州大戦後世界の情勢旧の如くならず種々の思想的社会的の動揺あり(中略)時勢の推移は教育に要求する所益々複雑を加へ特に道德教育並に実業教育の振興体育の普及発達学習法の改善は現下最も緊切なるものたるを信ず<sup>(55)</sup>と訓示した。国の施策をふまえ、道德教育、実業教育、学習法改善を課題として提起したのである。この時局認識をふまえ、県は「本県小学校教育の現状に鑑み特に改善振興を要すと認むべき事項及其の具体的方案如何」を県教育会に諮問した。

郡選出小学校長14名、附小訓導2名からなる答申委員協議の末、「一、教育者の地位の安定をはかり楽しんで其の職に奉仕せしむべきこと」「二、教育者の研究が動もすれば表面的一時的にして、根柢薄弱なるの憾あり。真に徹底的に永久的に其の成果を収むる様努むべきこと」「三、児童教養上左の諸点は特に徹底上不足を感じること切なり。之が改善振興に大なる努力を振ふべきこと」「四、設備に関し小学校に奉安殿及講堂の建設を奨励せられたきこと」「五、事務簡捷に関し教員自らも反省改善し、一方当局の考慮をも仰ぎたきこと」の五項目<sup>(56)</sup>を答申した。このうち、教育研究のあり方に関わり注目できるのは、第二項目の「改善救済策」として、「イ、新思潮新流行の教育問題に対して今一層慎重に研究し熟慮したる後教育の實際に適用するの風を作興すべきこと」「ロ、前項に関しては当局今一層監督を怠らず、単に教育者の自由研究に委せずして、寧ろ進んで当局自ら之が中心となりて研究会を開き、更に又教員修養の機関を設けて之等新思潮に対し今一層教員の指導督励に努められたきこと」を提起していることである。つまり、新思潮に関わる研究が「表面的一時的」であるため一層の自重をうながすとともに、その改善のために研究会や研修機関の設置など教育研究に対する当局の「監督」「指導督励」

を県教育会側から求めたのである。このような県教育会の答申は、30年代以降教育実践現場で国家の方針を忠実に実践し「あるときは先走ってまで政策を押し上げた」<sup>(57)</sup>という先行研究の指摘にみられるように、県が求めるものを先取りして提示するという意味合いがある。

問題は、なぜ県教育会が教員自らの主体的な研究活動にまつのではなく、県に対して「指導督励」を求めたかにある。諮問答申案の冒頭で、「今や時局は思想界に経済界に動揺混乱を来し、人心動もすれば弛緩放縦に流れんとす。此時に方りて本県初等教育上の大方針を確立し、挙県一致其実現に努力せば効果大なるものあらん。左記各項は当に本県初等教育大方針確立の資料たるべきを信じ茲に答申す。」<sup>(58)</sup>とあるように、県が「本県初等教育大方針」を策定することにより、「挙県一致」の努力をすることが教育効果をあげるため有効であるとの認識が教員にあった。この認識の背景には、頻繁な人事異動がある。答申第一項第1には、「教員の転勤は概して頻繁に過ぐるの嫌あり、為に教育者自ら短日月に功を急ぎ、教育上の徹底を欠ぎ、持続的に成績を収め得ざるの弊あるを認む。宜しく多年伝統的のこの悪弊を一掃し、着実に実績を収めしむるの途を講ずること」<sup>(59)</sup>があげられている。頻繁な異動が、持続的系統的な研究を妨げているという指摘である。他の一点は、県の採長補短の方針のもと、新教育の実践研究をすすめてきたが、展望をみいだせないことである。荷揚町小学校訓導は、「危い!!教育者」という論考において、「自由教育の思潮が起れば自由教育を、ダルトン案が起ればダルトン案を、プロジェクトが起ればプロジェクトを実施した。理科が大切と云へば理科教授を、体操が大切だと云へば体操を、修身が大事と云へば修身を流行させて来た。然し此等の人々は今日の主義思潮の起らぬ時代となつてどうしてよいかわからなくなつてしまつた(中略)今日の教育界を見よ!現象を追ふ結果として、疲労の極か無気力のためか、かすかに呼吸してゐる様ではないか」<sup>(60)</sup>という。つまり、文化教育も含めて多様な理論や実践が展開するなか、教員自身に慎重な咀嚼吟味を求められても、実際にどのような視点からいかなる実践をすすめたらいいか、「疲労の極」「無気力」にあり、教員も展望を見いだせなくなったため、県に具体的、統一の方針の提示を求めたのである。

ただし、このような県教育会からの提起は、一方的に教員側の意向のみをとりあげたものではないと考える。県においては郡制廃止による小学校教育のあり方、

一元的な「教育上の大方針」の策定を模索していたのであり、27年4月12日には「教第5563号 昭和二年度教育予定案提出ノ件」において、「貴校昭和二年度教育予定案一部来ル四月二十日限御提出相成度」<sup>(61)</sup>という照会を出している。それまで各郡で統括した「教育予定案」<sup>(62)</sup>を全県的に取り集め、掌握することにより、県下小学校教育の実態と動向を把握しようとしたのである。また、総会直前の6月11、12日の直入郡教育会総会において、県教育会諮問と類似の「本県小学校教育の現状に鑑み特に改善振興を認むべき事項及び具体的方案如何」を諮問していた<sup>(63)</sup>。つまり、県としても郡制廃止にともない県下小学校の教育内容、実践動向を把握し、統一的な県施策の策定を模索していたとみることができる。

翌28(昭和3)年5月、県当局は「本県教育ノ振興ニ関スル件通牒」<sup>(64)</sup>を発し、「昭和三年度本県初等教育ニ於テ特ニ努力徹底ヲ期スヘキ事項」として、「一、国民精神並公民精神ノ涵養」「二、教育ノ地方化實際化」「三、個性尊重並職業指導」「四、勤労愛好ノ精神養成」「五、一般体位ノ向上」の「五大綱目」を定めた。文部省の教育方針の総花的な羅列ではあるが、この通牒により県は具体的に教育内容の規制に踏み込んだのである<sup>(65)</sup>。

その結果、越川校長は文化教育の衰退を予感し、同年12月、「所謂文化教育の名は、碌々理解もせざる間に、時に葬り去られんとして居る現状かも知れぬ。」<sup>(66)</sup>と述べている。同時に、「個性教育とは、たゞ妄りに早くから、殆どいふに足らぬやうな児童の長所を、殊更に大げさに取りたて、無限に専門的方向に進ましめ、その結果、徒に変人偏物を、養成せんとするものではない」と文部施策に疑問を呈し、職業教育に対しても「生存競争上の有力なる戦士を、作ることを目的となり、従つてその結果として、たゞ一層惨憺たる優勝劣敗の事実が、あらはれて来る」と危惧を示した。

このように、27年の総会では、県教育会側から県当局に対し初等教育大方針の提起を求めた。それは、「表面的一時的」研究が横行するなかで、「徹底的に永久的に其の成果を収むる」施策を求める県下教員の期待をふまえた提起であった。同時に、郡制廃止後の全県的な教育方針の策定を意図した県の意向を先取りして提起するという意味があった。県は28年五大綱目を指示したことにより越川校長は文化教育の衰退を自覚するが、その後も鈴木彌四郎主事、職員とともに文化教育を継続していく。



## おわりに

以上、1920年代の大分県当局、県教育会等に対する師範学校の対応から師範学校の動向を分析してきた。そこから以下の特徴を指摘することができる。

第一は、教育研究をめぐる動向についてである。20年頃の師範は、デモクラシー思潮の浸透をふまえ県教育会を会員自身の会に改革し、教科の研究の主体となるなど、教育研究において県教育会の中核的役割を果たすことを企図した。その試みは一部実現するものの、結果として生徒指導方針をめぐる校内対立や盟休事件などにより頓挫した。しかし、越川校長による文化教育論の展開にみられるように、20年代後半においても師範は地方初等教育の中核として、独自の視点と立場から精力的に教育研究に取り組んだことが確認できる。

第二は、県当局の師範対応方針の特徴についてである。21年の師範盟休事件に対し、県当局は「無干渉主義」をとった。その方針は、表向き師範の校内問題に干渉しないと公言しつつ、裏面で校長の責任を人事異動によりとらせるという二面性をもつところに特徴がある。県幹部の発言は、デモクラシー派への一定の配慮であるとともに、管理権の確保に固執する県の師範対応方針の原則を示している。

第三は、県当局の県教育会統制強化についてである。県当局は、20年と22年の会長選挙において強引な介入をおこない、民間人会長、官立学校長の選出を阻止した。さらに、23年の定款改定により、県にとって安定的な役員選出システムを構築した。このことは、教育行政の補完機関としての県教育会の制度的位置づけを強化したことを意味するが、県は会務運営には積極的な介入はおこなわず、県教育会を統制下においたとみることはできない。

第四は、越川校長の師範経営方針と県教育施策への対応についてである。24年12月着任した越川校長は、文化人育成を第一義とする文化教育論を唱え、研究活動を活発化させ、県下初等教育の実践研究の中核としての師範の機能向上をはかった。一方、越川は教育行政の重要課題である国民精神、国家意識の育成施策との間に乖離を自覚するが、文化教育論のもつ多義性と方法的包括性は、県の施策に順応しながらその乖離を糊塗する役割を果たした。この時点においても、県当局はその方針に抵触、逸脱しない限り、学校経営、教育方針については校長の主体性を一定容認していたと

みることができる。

第五に、県下初等教育における新たな動向についてである。27（昭和2）年の県教育会総会では、小学校教育振興に関わる県諮問問題に対し、県教育会側から県当局に対して初等教育大方針の策定を求めた。それは、多様な主義主張の流行で展望を見いだせなくなっている教員の実態を代弁したものであり、郡制廃止にともなう国民精神に立脚した全県の方針を企図した県の意向と合致するものでもあった。越川校長は大方針の策定が文化教育論の衰退につながることを認識しながらも、その研究を継続した。県教育会自らが大方針策定を求めたことは、教育内容、方法への県当局の介入を強める契機となるものであり、ファシズム期にみられる下部から行政施策を求める動きが、すでに27年の大分県においてもあったことは注目してよい事実である。

## 注

- 1) 『現代教育史事典』（東京書籍、2001年、185頁。）には、大日本教育会、帝国教育会が、「一般的には文部行政の補完的な役割を果たしていた」（米田俊彦筆）とある。
- 2) 「第一次世界大戦による好況、戦後不況、昭和初年の大恐慌と思想問題の嵐の中で、師範学校教育は大きく動揺し変容した」（『学校の歴史』第5巻 教員養成の歴史、第一法規、1979年、60頁。）と概括される。
- 3) 代表的研究として、中野光著『大正自由教育の研究』（黎明書房、1968年）などがある。
- 4) 代表的研究として、以下のものがある。『日本近代教育百年史』第5巻学校教育3（国立教育研究所、1974年）、『資料臨時教育会議』第1集（文部省、1979年）、中内敏夫、川合章編『日本の教師6 教員養成の歴史と構造』（明治図書出版、1974年）、平田宗史著『福岡県教員養成史研究』（海鳥社、1994年）、海老原治善著『現代日本教育実践史』（明治図書出版、1975年）。
- 5) 逸見勝亮著『師範学校制度史研究』北海道大学図書刊行会、1991年、25頁。
- 6) 森川輝紀著『大正自由教育と経済恐慌』三元社、1997年、8頁。
- 7) この点で、千葉県当局による教員統制施策を地方諸組織との関係から解明した山田恵吾の研究は示唆的である。（山田恵吾著『近代日本教員統制の展開』学術出版会、2010年。）
- 8) 拙稿「大正末期における師範学校附属小学校の研究活動

- 一大分県師範学校附属小学校を中心にして一』『地方教育史研究』第30号、全国地方教育史学会、2009年。
- 9) 『大分県教育雑誌』第418号、1920年7月1日、26頁。
- 10) 『大分県教育雑誌』第416号、1920年3月1日、40頁。
- 11) 『大分県教育会史』財団法人大分県教育団体維持財団、1969年、272頁。
- 12) 筆名「春秋楼」、1873-1924。日田郡出身、1896年県師範卒、校長、郡視学等歴任。「大正デモクラット」とされる。(『大分県歴史人物事典』大分合同新聞社、1996年、398頁。) この時期の教育論調をリードした一人。
- 13) 「県教育会改造論一」『大分新聞』1920年5月26日、1面。全5回シリーズの記事掲載。
- 14) 「大分新聞」1920年6月1日、夕刊4面。大分県には有力二新聞があり、「大分新聞」は憲政会系、「豊州新報」は政友会系とされ、県会は政友会系が多数であった。橋爪は、1920(大正9)年より大分新聞客員であった。
- 15) 『大分県教育』第417号、1920年5月1日、1-4頁。なお、上田は1919年3月-1920年10月在任、大分県出身、東京高師1920年卒、鹿児島女師より転入。
- 16) 「大分新聞」1920年12月10日、夕刊4面。
- 17) 「大分新聞」1921年3月3日、4面。
- 18) 「大分新聞」1921年3月3日、7面。
- 19) 「大分新聞」1921年3月5日、4面。
- 20) 「大分新聞」1921年3月10日、4面。
- 21) 「大分新聞」1921年3月5日、4面。
- 22) 「大分新聞」1921年3月3日、4面。
- 23) 「大分新聞」1921年3月4日、4面。
- 24) 前掲、『大分県教育』第418号、27頁。『大分県教育史談』大分県教育史談刊行会、1966年、396-397頁。藤村與六(342票)、三浦数平(266)、柴山槐郎(37)、小野由之丞(24)、和田信一(17)、幸光記(10)、市川覃(1)。
- 25) 「大分新聞」1922年6月20日、3面。
- 26) 前掲、『大分県教育』第418号、41頁。
- 27) 「大分新聞」1922年6月20日、3面。
- 28) 片切専任幹事は、「会長も横視視学官からは大分いじめられた、何の為に判然せぬが気毒に堪えなかった事に出合ったのを覚えている。」と回想している。(前掲、『大分県教育会史』、222頁。)
- 29) 「大分新聞」1921年7月18日、2面。同様の発言は、1924年の「大分新聞」(3月18日、夕刊3面)の「師範学校革新論」にもみられる。
- 30) 「大分新聞」1922年6月25日、4面。
- 31) 「大分新聞」1922年6月25日、3面。
- 32) 『大分県教育』第444号、1922年9月1日、54-55頁。
- 33) 『大分県教育』第446号、1922年11月21日、62頁。
- 34) 民法第67條には、「法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス／主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得」(『改正日本民法』修学堂、1910年、15頁。)とある。
- 35) 「大正十三年度起 教育会一件」別府北小学校蔵。
- 36) 「大分新聞」1923年6月17日、夕刊3面。
- 37) 『大分県教育』第455号、1923年9月1日、44頁。
- 38) 「砂上偶語」欄、「大分新聞」、1923年6月17日、2面。
- 39) 山田恵吾は「一九二〇年代前半までの千葉県教育会は、必ずしも学務当局の『御用団体』としての内実を持つものではなかった。」と指摘する。(『第七章 教員統制と地方教育会』梶山雅史編著『近代日本教育会史研究』学術出版会、2007年、215頁。)
- 40) 橋爪兼太郎著『戦の跡』私家版、1923年、序10-11頁。
- 41) 大日本学術協会編『日本現代教育学大系』第9巻、モナス、1927年、309、308頁。
- 42) 越川弥栄著『文化教育の原理』宝文館、1925年、171、178、279、292頁。尚、太田雅夫は左右田喜一郎、桑木巖翼らを例にあげ、「同じことは文化主義にもいえる。明治の国家主義の緊縛から解放されたわが国の近代的個我が、文化的活動や文化遺産をふくめて、文化の世界を国家や政治に従属しない領域として認めることを主張した。」(金原左門編『近代日本の軌跡4 大正デモクラシー』吉川弘文館、1994年、71頁。)という。
- 43) 「教育新思潮に直面して」『新教育』第2巻第13号、1925年1月15日、3頁。
- 44) 「文化指導の要諦」『新教育』第6巻第32号、1926年8月1日、48頁。
- 45) 波多野政男編『農村青年』(臨時増刊 大野郡各学校一斉視察号)農村青年社、1925年12月、126頁綴じ込み、156頁。尚、中等学校2校は除外した。
- 46) 越川は文化教育に関わる著書、論文を精力的に発表するとともに、附小で文化教育実践に取り組み、その成果を機関誌『新教育』(会員千余名)に発表した。尚、『新教育』の特徴、変遷については、拙稿「大分県師範学校附属小学校教育研究会機関誌『新教育』の一考察」(『教育基礎学研究』第3号、九州大学大学院人間環境学府教育哲学・教育社会史研究室、2006年)を参照されたい。
- 47) 前掲、波多野政男編『農村青年』、15頁。
- 48) 「大分新聞」1926年6月13日、夕刊3面。
- 49) 「文化個性論」『新教育』第6巻第35号、1926年11月1日、32、35頁。
- 50) 「教員生活に於ける本質的悲哀」『教育問題研究』第68号、1925年11月、48-56頁。(執筆14.8.12)越川は、この雑誌の有力な執筆者の一人であった。)

- 51) 「地方化教育の問題」『新教育』第8巻第3号、1927年9月1日、46-48頁。1927年3月、附小主事として着任した鈴木彌四郎(1927.3-1934.6)も、「真の意味に於ける地方化には、一面当然、軌範的学理の討究が伴ふべきもの」であり、「吾人は恐れる。学理的討究を顧みざる現実の地上に、単なる『教育の地方化』といふ、灰色の旗の翻へらんことを」と主張した。(「教育の地方化」『新教育』第8巻第3号、1頁。)
- 52) 「新に文化教育を直視して」『新教育』第9巻第1号、1928年1月1日、2-3頁。
- 53) 「文化教育の学風」『新教育』第12巻第3号、1929年9月1日、7頁。越川の考え方は採長補短方針に基づくが、鈴木主事も「近眼的学な折衷主義を意味するならば、吾々はそれを直ちに真理として肯定することは出来ない」「唯長を採り短を捨てたゞけでは、真の円満高遠な人格は成立しない」「文化価値の立場に立つてこそ、真正なる意義に於ける採長補短も可能となり、折衷も真の意味の折衷ともなる」と強調した。従来採長補短方針では県と師範は一致していたが、乖離が確認できる。(「文化教育の立場」『新教育』第9巻第2号、1928年1月1日、32-33頁。)
- 54) 『昭和三年 大分県統計書』第二編、大分県知事官房、1930年、7頁。なお、翌年も同様の評価がされている。
- 55) 「大分新聞」1927年6月19日、夕刊3面。
- 56) 『大分県教育』第502号、1927年8月1日、81-83頁。
- 57) 寺崎昌男・編集委員会共編『近代日本における知の配分と国民統合』第四章「二 修養運動と教育」(清水康幸執筆)第一法規、1993年、405頁。
- 58) 前掲、『大分県教育』第502号、81頁。
- 59) 同上書、81頁。頻繁な教員異動について、1926年12月の通常県会では「私ノ知ツテ居リマス或ルー小学校ノ如キニハ、本年四月以来十月頃マデニ三回ノ校長ノ更迭ガアツテ居ル(中略)町村長ノ意見ヲ聴クト云フヤウナ御意思ハナイノデアルカ」と議員質問があった。(『大分県通常県会速記録』第7号、大分県、1927年、254頁。)
- 60) 『大分県教育』第491号、1926年9月1日、25-26頁。
- 61) 県報「教第5563号」、1927年4月12日。(大分県公文書館蔵) 1928年にも県は「昭和二年度」の反省と翌年の予定案の提出を照会した。(県報「教第8098号」、1928年5月10日。)
- 62) 例えば北海道郡では、施設計画として「1、学校教育予定案、学級教育予定案の立案調製」をあげている。(『大分県教育』第480号、1925年10月1日、53頁。)
- 63) 「大分新聞」1927年6月13日、2面。
- 64) 県報「教第7910号」(1928年5月8日)『大正十五年起 通牒』教育課。(大分県公文書館蔵 199601872)
- 65) 1928(昭和3)年7月2日、全国視学官会議に出席した今村視学官は、文部省が教育の地方化、実際化の大刷新の計画があることに対して、「本県としてこれを考へればすでに本年五月各学校に通牒して小学校に於ては国民精神並に公民精神の涵養、教育の地方化、実際化、個性尊重職業指導勤勞精神の涵養、一般体意の向上を要求していたので、「偶然本省の趣旨と一致を見たわけであり、益々この実現に努力する考へである」(「大分新聞」1928年7月12日、4面。)と大分県の先駆性を強調した。
- 66) 「教育文化を直視して」『教育問題研究・全人』第30号、1929年1月1日、イデア書院、105-106頁。(1928.12. 2筆)

The Trend of Normal Schools in  
Local Elementary Courses of the 1920's :  
Focus on Oita Prefectural Normal School

Yuji Matsumoto

<Abstract>

The prefectural administrative agency, the prefecture education society, and the prefectural boys' normal school promoted prefectural primary education with division and cooperation. But economic, political, and social factors caused unrest among these groups in the 1920's. The main object of this study is to elucidate the movement of the prefectural boys' normal school through analysis of the practical relations between the administrative systems and organizations in Oita Prefecture.

By consideration, the following became clear. I elucidated a method and a limit of the control reinforcement by the prefectural administrative agency and a trial and a failure of the prefecture education society remodeling by the prefectural boys' normal school and the role that the culture education theory having ambiguity and comprehensiveness of the method served as and the significance of the throughout the prefecture unified education policy demanded from the prefecture education society and so on in the fascism shift period.

Keywords: normal schools, Prefecture Education Society, Prefectural Administrative Agency, control, culture education